

課税明細書など

活用ください

本市では、従来から納税通知書に添付した課税明細書（土地や家屋についての課税資産の内訳書）を送付してまいりました。今回の制度の改正で、課税明細書の送付が法律で定められました。これに伴い、項目の内容が充実。土地や家屋の一筆または一棟単位の税相当額が記載されます。評価額などの確認と併せて活用してください。

宅地の標準的な価格閲覧制度

従来から宅地評価に用いる土地の路線価など（主に市街化区域は路線価格、市街化調整区域は標準地価格）を公開してきました。この価格の閲覧も法律で定められました。標準宅地の位置や価格を記載した書面を閲覧できます。

なお、平成十五年度の路線価などの閲覧は四月一日 から。閲覧は無料です。対象は市役所2階資産税課



閲覧などは資産税課で

証明制度の法定化

固定資産税の証明制度は、納税義務者が固定資産課税台帳に記載されている事柄の証明書の請求ができるもの。従来は住民サービスの一環として証明書を発行してまいりました。この証明書の発行も制度改正により法律で定められました。同時に、借地人や借家人なども借地・借家の対象資産の証明書を請求できます。この制度が適用されるのは四月一日 からです。

また、訴えの提起を申し立てる人など一定の訴訟当事者も申し立ての目的である固定資産の証明書を請求できます。証明書は一枚三百五十円です。場所：市役所2階税証明窓口、各支所・出張所、各コミュニケーションセンター（無資産証明など）一部の証明書は市役所2階税証明窓口のみ。対象：納税義務者、納税義務者と同じ世帯の親族、納税管理人、相続人（相続人代表者以外は相続関係を証明する書類が必要）、法定代理人（権利関係を証明する書類が必要）、借地・借家人（有償であることが

4月30日が納期限です 固定資産税の第1期

平成15年度の固定資産税（都市計画税）の第1期の納期限は、4月30日 です。納め忘れのないようご注意ください。

分かる権利関係を証明する書類が必要）、固定資産の処分をする権利がある人として総務省令で定める人（権利関係を証明する書類が必要）、一定の訴訟当事者（訴状や証拠書類などの関係書類が必要）、納税義務者などから委任を受けた人（委任状が必要）その他納税義務者などであることを確認できる運転免許証などや納税通知書、権利関係を証明する書類など、印鑑を用意

審査申し出期間の改正

今回の改正で、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について、固定資産評価審査委員会に審査申し出のできる期間が変わります。申し出の受け付けは縦覧期間の初日の四月一日から。申し出期限は納税通知書を受け取った翌日から数えて六十日（従来は三十日）後です。

縦覧の問い合わせは資産税課 890 6216、審査申し出の問い合わせは市民税課 890 6202へ。

引越したら忘れず 水道局へも届け出を

引越したときには次の点を確認し、早めに水道局へ届け出をしてください。届け出がないと、実際には水道を使っているにもかかわらず基本料金が掛かります。

現住所（水道使用場所）

使用者の氏名 「水道使用量等のお知らせ」や領収書に記載されている「水道番号」 引越

し日 引越し先の住所と電話番号。届け出は水道局だけでなく、市役所2階水道局窓口または水道局ホームページでも受け付けています。

…問い合わせはジーシー自治体サービス前橋センター 890 3300へ。

赤い羽根と歳末たすけあいに 心のこもった4,500万円の浄財

昨年十月からの「赤い羽根共同募金」と、十一月からの「地域歳末たすけあい募金」に、各自治会をはじめ、多くの皆さんから心のこもった協力をいただきました。

今回は、総額で四千五百六十三万七千九百四十四円（赤い羽根共同募金三千三百三十九万三千九百三十六円、地域歳末たすけあい募金千四百六十四万八千八百円）の浄財が寄せられました。

赤い羽根共同募金は、県共同募金会を通して県内の社会福祉施設や団体へ配分される予定です。また、地域歳末たすけあい募金は、市内の福祉施設などの年末年始行事の助成をはじめ、地域福祉サービス活動事業助成のために配分され、有効に活用されます。

赤い羽根共同募金

戸別（自治会を通して各世帯から寄せられた募金）＝二千五百六十六万二千七百六十七円 法人・団体（法人・団体から寄せられた募金）＝百四十四万六千円 職域（会社など職場での募金）＝二百八万四千九百九十九円 小中学校、高校、幼稚園での募金）＝百五十一万五千八百七十二円 街頭（店頭、駅前などでの募金）＝二十一万八千八百五十五円 その他（篤志家から寄せられた募金など）＝十万九千三百九十三円

地域歳末たすけあい募金

戸別＝千三百七十五万六千六百二十五円 その他＝八十四万七千三百八十三円 …問い合わせは生活課 890 6237へ。